

君津市中部地域包括支援センター

「運営規程」

（事業の目的）

- ・ 医療法人社団今城会が委託運営する君津市中部地域包括支援センターについて適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法の規定に基づき高齢者の保健、福祉、介護及び介護予防等に関する総合相談や支援、介護予防マネジメントなど包括支援事業を一体的に運営することを目的とする。

（運営の方針）

- ・ 地域包括支援センター職員（以下「従業者」という。）は利用者の尊厳を護り生活機能の維持・向上を目指し援助し、地域の人々・自治体・各種事業者との連携をもち、介護予防マネジメント・総合相談・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び持続的ケアマネジメント支援、福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努める。

（事業の名称等）

- ・ 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

名 称 君津市中部地域包括支援センター
所在地 千葉県君津市八幡字八幡前6 4 番地
電 話 0439-32-1717

（職員の職種、人員配置）

- ・ 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりである。

1 管理者 1 名

管理者は、事業所従事者の管理及び包括支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2 人員配置

保健師またはこれに準ずる者（看護師）

社会福祉士または準ずる者（介護支援専門員）

主任介護支援専門員

事務員

(営業日及び営業時間)

- ・ 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 1. 営業日
月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝祭日及び年末年始（12月31日～1月3日）を除く。
 2. 営業時間
月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時15分とする。

(地域包括支援の内容)

- 1 包括的支援事業
 - ・ 介護予防ケアマネジメント等
 - ・ 総合相談支援
 - ・ 権利擁護
 - ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援
 - ・ 地域ケア会議
 - ・ 認知症施策の推進・在宅医療・介護関連事業・生活支援体制整備事業
- 2 指定介護予防支援事業
- 3 第1号介護予防支援事業

(指定介護予防支援費)

1. 介護予防支援費は、厚生労働大臣が定める介護保険法の規定に基づき介護報酬請求するものとする。
2. 令和6年度現在（介護予防支援費として 4,512 円・初回加算 3,063 円）

(通常の事業の実施地域)

君津地区内、三直・内蓑輪・内箕輪・八重原・法木作・外箕輪・杵師・南子安宮下・小山野・常代・浜子・六手・皿引・尾車・草牛・馬登・大山野・作木山高原・貞元・八幡・新御堂・杉谷・郡・小香・上湯江・下湯江・中富（870～1054を除く）・北子安地区

(24時間体制及び緊急時における対応方法)

従業者は、24時間体制に対応又緊急事態が生じた場合等に対応する為、担当者選定のうえ携帯電話を携帯する。

(個人情報の保護)

1. 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 事業者が得た利用者個人の情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

(虐待防止に関する基本事項)

- ・ 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講ずるものとする。
 1. 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
 2. 虐待の防止の為の指針を整備するものとする。
 3. 虐待の防止の為の従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
 4. 前3項に定める措置を適切に実施する為の担当者を置くものとする。
- ・ 事業所は、虐待が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(職場におけるハラスメントの防止)

- ・ 事業所は、ハラスメントの防止のため、次に定める措置を講ずるものとする。
 1. ハラスメントの防止の為の指針を整備するものとする。
 2. ハラスメントの防止の為の従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
 3. ハラスメントに関する相談や適切な対応を行う為に必要な体制を整備するものとする。
 4. 前3項に定める措置を適切に実施する為の担当者を置くものとする。

(業務継続計画の策定等)

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- ・ 事業所は、事業所において感染症が発生し又はまん延防止のため、次に定める措置を講ずるものとする。
 1. 感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
 2. 感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備するものとする。
 3. 感染症の予防及びまん延防止の為の従業者に対する研修及び訓練を定期的に行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

1. 従業者は、質的向上を図る為の研修の機会を設け、また質の保証ができる業務体制を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった時に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
4. 担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め、文書により得ておくこととする。
5. モニタリングを毎月1回行い記録する、又記録については3年間保存する事とする。
6. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 今城会との事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年4月1日より実施する。

附則

この規程は、令和4年4月1日より実施する。

附則

この規程は、令和5年12月1日より実施する。

附則

この規程は、令和6年4月1日より実施する。